

令和4年度 国民健康保険料 概算早見表（総所得金額等）

◆ この早見表の保険料は、**新宿区における「概算」の保険料**です。実際の保険料とは異なる場合がございます。
他の区市町村の国民健康保険等の保険料については、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。

◇ 早見表の金額は、**減額賦課（均等割の減額）が適用されていない金額**です。
所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。
詳しくは「国民健康保険料 減額賦課早見表」をご覧ください。

◆ 国民健康保険料は、「年10回払い」で納付していただきます（1納期につき**1.2か月相当分の保険料**が含まれます）。
1か月あたりの保険料でご請求はしませんので、ご注意ください。

総所得金額等	年間保険料 （※未就学児は27,650円）		1か月あたりの保険料 （※未就学児は2,304円）	
	介護なし (40~64歳以外)	介護あり (40~64歳)	介護なし (40~64歳以外)	介護あり (40~64歳)
0円	55,300円	71,900円	4,608円	5,992円
250,000円	55,300円	71,900円	4,608円	5,992円
500,000円	61,908円	79,936円	5,159円	6,661円
750,000円	85,508円	108,636円	7,126円	9,053円
1,000,000円	109,108円	137,336円	9,092円	11,445円
1,250,000円	132,708円	166,036円	11,059円	13,836円
1,500,000円	156,308円	194,736円	13,026円	16,228円
1,750,000円	179,908円	223,436円	14,992円	18,620円
2,000,000円	203,508円	252,136円	16,959円	21,011円
2,250,000円	227,108円	280,836円	18,926円	23,403円
2,500,000円	250,708円	309,536円	20,892円	25,795円
2,750,000円	274,308円	338,236円	22,859円	28,186円
3,000,000円	297,908円	366,936円	24,826円	30,578円
3,250,000円	321,508円	395,636円	26,792円	32,970円
3,500,000円	345,108円	424,336円	28,759円	35,361円
3,750,000円	368,708円	453,036円	30,726円	37,753円
4,000,000円	392,308円	481,736円	32,692円	40,145円
4,250,000円	415,908円	510,436円	34,659円	42,536円
4,500,000円	439,508円	539,136円	36,626円	44,928円
4,750,000円	463,108円	567,836円	38,592円	47,320円
5,000,000円	486,708円	596,536円	40,559円	49,711円
5,250,000円	510,308円	625,236円	42,526円	52,103円
5,500,000円	533,908円	653,936円	44,492円	54,495円
5,750,000円	557,508円	682,636円	46,459円	56,886円
6,000,000円	581,108円	711,336円	48,426円	59,278円
6,250,000円	604,708円	740,036円	50,392円	61,670円
6,500,000円	628,308円	768,736円	52,359円	64,061円
6,750,000円	651,908円	797,436円	54,326円	66,453円
7,000,000円	675,508円	826,136円	56,292円	68,845円
7,250,000円	699,108円	854,836円	58,259円	71,236円
7,500,000円	722,708円	883,536円	60,226円	73,628円
7,750,000円	746,308円	912,236円	62,192円	76,020円
8,000,000円	769,908円	939,936円	64,159円	78,326円
8,250,000円	793,508円	963,508円	66,126円	80,292円
8,500,000円	817,108円	987,108円	68,092円	82,259円
8,750,000円	837,812円	1,007,812円	69,818円	83,984円
9,000,000円	850,000円	1,020,000円	70,833円	85,000円
9,250,000円	850,000円	1,020,000円	70,833円	85,000円
9,500,000円	850,000円	1,020,000円	70,833円	85,000円
9,750,000円	850,000円	1,020,000円	70,833円	85,000円
10,000,000円	850,000円	1,020,000円	70,833円	85,000円

■ 「総所得金額等」は、**手取り金額や収入金額（年収）ではありません**

国民健康保険料は、前年中（令和3年1月～令和3年12月）の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額（算定基礎額）をもとに算出します。

「総所得金額等」とは、合計所得金額から繰越控除を適用した後の金額です。

■ お手元に下記の書類をご用意の上、ご参照下さい

○確定申告書（令和3年分）の控え

★確定申告書A：⑧の金額を参照してください

★確定申告書B：⑫の金額を参照してください

※分離課税がある場合、分離課税の各所得金額から繰越控除分を引いた後の合計金額も加えてください。

○給与の源泉徴収票（令和3年分）※給与収入のみ

「給与所得控除後の金額」を参照してください

○公的年金等の源泉徴収票（令和3年分）※年金収入のみ

「支払金額」から算出した年金所得を参照してください

※給与収入のみ、年金収入のみの場合は、「国民健康保険料 減額賦課早見表（給与／年金のみ）」でも確認できます。

■ 年間保険料には限度額があります

世帯主に対して賦課できる年間保険料には上限があります。限度額は、年度によって異なる場合があります。

【令和4年度 国民健康保険料 賦課限度額】

- 医療分：650,000円
- 支援金分：200,000円
- 介護分：170,000円

※限度額に到達する算定基礎額を確認したい場合は、下記の「限度額に到達する算定基礎額」を参照してください。

限度額に到達する総所得金額等 （各金額以上であれば限度額到達）

世帯人数	医療分	支援金分	介護分
1人	8,920,223円	8,622,982円	7,949,608円
2人	8,332,235円	8,044,035円	7,135,882円
3人	7,744,246円	7,465,088円	6,322,157円
4人	7,156,257円	6,886,140円	5,508,431円
5人	6,568,268円	6,307,193円	4,694,706円
6人	5,980,279円	5,728,246円	3,880,980円
7人	5,392,291円	5,149,298円	3,067,255円
8人	4,804,302円	4,570,351円	2,253,529円

※世帯人数は、世帯における国民健康保険の加入者数です。

※上記の総所得金額等は、基礎控除額430,000円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）を引いた結果を想定しています。

※合計所得金額が2,400万円以上の場合、基礎控除額が変動する可能性があります。試算をご希望の場合は、お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 新宿区 健康部 医療保険年金課 国保資格係
電話 03-5273-4146 / FAX 03-3209-1436

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成28年4月2日以降の方）の場合は、均等割額が5割減額されます。

※合計所得金額が2,400万円以下を想定しているため、基礎控除額は一律430,000円としています。
合計所得金額が2,400万円以上の場合、基礎控除額が変動する可能性があります。
試算をご希望の場合はお問い合わせ下さい。